



住まいの相談会が開催されます！

皆様の住まいに関するお悩み、お答えします！

【開催日時】

平成30年5月13日(日)

第1部：午前9時30分から正午まで

※受付：午前9時15分から午前11時まで

第2部：午後2時から午後4時30分まで

※受付：午後1時45分から午後3時30分まで

【場所】

東尾久ひろば館 1階 101洋室
(荒川区東尾久三丁目5番3号)

※右地図をご参考ください。



お客様と専門家・区職員が個別にお話できるよう、お席をご用意しております。



路地の奥の敷地に築60年の木造建物を所有しており、建替えを希望しています。どのような建替えが出来るのでしょうか？

借地に老朽木造建物を所有しており、賃貸住宅に建替えようと考えています。どのような点に気を付ければ良いでしょうか？



※相談をご希望される方は、下記【お問合せ先】までご連絡ください。

平成30年4月から建築相談ステーションの開設時間に変更になります。

不燃化特区内にある老朽した木造建築物の建て替えなどに関する相談窓口です。

【建築相談ステーション開設時間】 【場所】

水曜、木曜の17時～20時 防災センター1階(荒川二丁目25番3号)

※事前予約制となりますので、相談をご希望される方は、下記【お問合せ先】までご連絡ください。

町屋二・三・四丁目にお住まいの方等で、町屋二・三・四丁目の防災まちづくりに興味が有り、協議会にご参加を希望される方は、下記【お問合せ先】までご連絡ください。

【お問合せ先】

荒川区 防災都市づくり部 防災街づくり推進課(区役所北庁舎2階14窓口)

Tel 3802-3111(内線 2828) 担当: 松田, 長久保



平成29年度の取組み状況を報告します！



平成29年度 第3回協議会の様子

「町屋二・三・四丁目地区防災まちづくり協議会」では様々な防災まちづくりの取組みを進めています。

今年度の活動は、まちの防災性の向上、安全で安心な生活を続けていくために、地区のまちづくりルールを検討してまいりました。今号では、その検討結果についてご報告します(検討内容については2、3ページをご参照ください)。

防災まちづくりフェアを開催しました！

12月2日(土)にゆいの森あらかわで防災まちづくりフェアを開催しました。

横浜市立大学の石川永子先生の基調講演の他、ワークショップ、アニメ上映、ゆいの森防災見学ツアー、消防体験、パネル展示、スタンプラリーなどを行いました。



基調講演テーマ
首都直下地震～避難生活乗り切るための、事前の備えと助け合いのアイデア



消防体験の様子

基調講演の様子

防災まちづくりワークショップが開催されました！

10月8日(日)にゆいの森あらかわで区主催の防災まちづくりワークショップが開催されました。

マジックショーやおうちマップの作成を通じて、自分、大切な人の『いのち』を守るためにどうすればよいのか学習しました。



防災マジックショーの様子

町屋二・三・四丁目地区のまちづくりルールを作成します

『町屋二・三・四丁目地区防災まちづくりルール』を以下のように作成しています。法や条例に基づくものではありませんが、町屋二・三・四丁目地区防災まちづくり協議会が主体となり、話し合いを重ね定めたルールです。

現行の地区計画等の制度に加えて、今後、本地区の防災性の向上、安全で安心した生活を続けていくために、皆さんでこの防災まちづくりルールを守っていきましょう。

（ご意見など裏面のお問合せ先にて承ります。今後詳細を記したリーフレットを作成し、各戸に配布する予定です。）

【本地区において必要な取組み】

- 建物の耐火性、耐震性の向上
- オープンスペースの確保
- 避難、消火活動のための道路や空間の確保、充実
- 個人、地域による初期消火の実行（体制の確立）



【地区計画等の法的制限】 + 【まちづくりルールに基づく取組み】
により実現

まちづくりの目標

【目標1】

主要生活道路の整備により安全な避難路を確保するとともに、緊急車両が周囲の幹線道路から地区内へと円滑に通行できるようにすることで災害に強いまちを目指す。

【目標2】

地区内住民一人ひとりの力を合わせて、安心して暮らし続けることのできるまちを目指す。

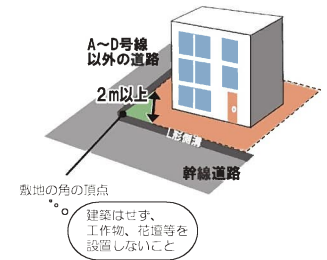
目標実現に向けたルール

- その1：
隅切りを設け道路空間を確保する
- その2：
建物を壁面後退し道路空間を確保する
- その3：
沿道の電柱の移設等を働きかける
- その4：
道路の後退部分を整備する
- その5：
まちに関心をもつ

その1 隅切りを設け道路空間を確保する

消防車等の緊急車両が本地区内に入りやすくするため、旭電化通り、尾竹橋通り、都電通り、尾久の原防災通りと本地区内の道路が交わる角敷地については、隅切りには建築等はせず、緊急車両の通行の妨げとならないようにし、十分な道路空間の確保にご協力ください。

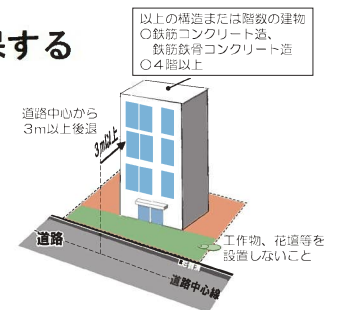
※隅切り…敷地の角を頂点とする長さ2mの底辺を有する二等辺三角形とした空地となる部分



その2 建物を壁面後退し道路空間を確保する

建物の構造が、鉄筋コンクリート造、鉄筋鉄骨コンクリート造または、階数が4以上の建物を建築する場合には、道路中心線から3m以上後退した位置に建てるようにしてください。

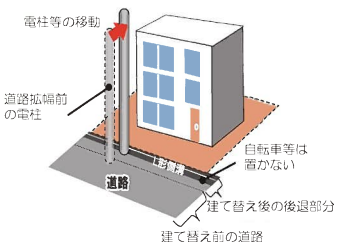
また、後退した部分は、工作物や花壇等を設置せず、空間を確保するようご協力をお願いします。



その3 沿道の電柱の移設等を働きかける

道路が拡幅されても、電柱などの障害物があると緊急車両の通行が困難となる恐れがあります。敷地の前面道路上に電柱がある場合は、なるべく宅地側に寄せるなど、通行の妨げにならない位置に移設するようにご協力をお願いします。（電柱設置業者との協議となります）

また、通行の妨げとならないよう、道路にはみ出して物（自転車等）を置かないようにしましょう。



その4 道路の後退部分を整備する

2項道路（幅員4m未満の道路）や主要生活道路において、建物が後退した部分についてL形側溝等を移設して、道路状とする拡幅整備が進められています。ご協力をお願いします。

その5 まちに関心をもつ

普段からまちに関心を持ち、地区の課題点などを見出し、解決策を検討していきましょう。

自分たちのまちは自分たちで守るという意識を持ち、いざというときに困らないように、防災訓練への参加など日ごろから備えましょう。